

しまった!! 解約したい!と思ったら、クーリング・オフ

クーリング・オフは一定の期間内であれば、
違約金を払わず無条件で契約解除できる消費者保護制度です。

クーリング・オフ対象	期間
訪問販売 (自宅・職場への訪問販売、キャッチセールス、 アポイントメントセールス、催眠 (SF) 商法)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステティックサロン、 語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、 結婚相手紹介サービス)	20日間
連鎖販売取引 (マルチ商法)	
業務提供誘引販売 (内職・モニター商法)	

注意事項

- 化粧品や健康食品などの消耗品は使った部分はクーリング・オフできません。
- 乗用自動車、葬儀、飲食、3千円未満の現金取引等はクーリング・オフできません。
- 布団、浄水器、掃除機などは、使用していてもクーリング・オフできます。
- 工事が終わっていても、期間内であればクーリング・オフできます。
- 特定継続的役務提供は、クーリング・オフ期間が過ぎていても、中途解約が可能です。
- 通信販売は原則クーリング・オフの適用はありませんが、広告に返品条件が掲載されていない場合は、8日間は契約の解除と送料消費者負担での返品が可能です。

クーリング・オフは必ず書面で通知します

契約解除通知書

申込(契約)日 平成〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売会社名 〇〇株式会社
 担当者名 〇〇〇〇

つきましては、支払済の〇〇万円は、
直ちに返金してください。
なお商品は早急に引き取ってください。

平成〇年〇月〇日
 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
 氏名 〇〇〇〇

- 必ず郵便局から「特定記録郵便」や「簡易書留」で出します。
- ハガキの両面をコピーし保存しておきましょう。
- 支払いがクレジットの場合は、クレジット関連会社にも出します。
- 内は、代金を支払っている場合や商品を受け取っている場合に記入します。



クーリング・オフ期間が過ぎても、「おかしい、納得できない」と思ったら早めに消費生活センターに相談しましょう。

クーリング・オフ期間をすぎても、
このような場合には契約を取り消すことができます。

- 事業者が**
- 重要事項について「事実と違うこと」を言った場合
 - 重要事項について有利なことを告げ、かつ不利益な事実を「故意に言わなかった」場合
 - 不確実な事項について断定的なことを言った場合
 - 帰ってほしいと意思表示したのに帰らなかった場合
 - 帰りたいと意思表示したのに帰してくれなかった場合

知っておきたい **未成年者の取消権**

未成年者(既婚者を除く)が親の同意を得ないで結んだ契約は、
取り消すことができます。

ただし、次の場合は、取り消すことができません。

- あらかじめ小遣いとして渡された範囲内での契約
- 親から任されている営業取引に関する契約
- 20歳以上と自ら偽って契約した場合(業者から指示され、偽りの年齢を書かされた場合は取り消せません。)

でも **自分がした契約には責任を持ちましょう!**

困った時は地元市町村の消費生活センター(相談窓口)に相談しましょう。

◎消費者ホットライン

ゼロ・コー・ナ・ゼロ 守るよ、みんなを!

☎0570-064-370 (県・地元市町村及び近隣の消費生活相談窓口につながります)

あなたの身近な消費生活相談窓口は

海老名市消費生活センター

☎046-292-1000 月~金

●かながわ中央消費生活センター ☎045-311-0999 (平日9:30~19:00/土・日・祝休日9:30~16:30)



KANAGAWA

あなたを悪質商法から守る

契約のきりふた 若者編

平成23年度に神奈川県内の消費生活相談窓口寄せられた
若者(30歳未満)からの苦情相談件数は8,645件もありました。



こんな時には消費生活センターに相談しよう!

消費生活センターってどんなところ?

君がお客さんとして物やサービスを買ったとき、「何かおかしいな?」と思ったら遠慮なく相談していいんだよ。消費生活センターが業者と消費者の間に入ってトラブル解決のお手伝いをすることもあるよ。困ったら自分ひとりで抱え込まないで地元の消費生活センターに相談してみよう!



きりふたくん

ページを
めくってごらん



こんなトラブルがあるんだ

① キャッチセールス

街頭で声をかけて、事務所に連れていき勧誘します。



会ったばかりでついていけない!



② アポイントメントセールス

販売目的を隠して電話やメールで呼び出して勧誘します。



本当の友達だったのかな。友達や恋人のふりをして契約させるケースがあるから気を付けて!



③ SNS※を使った勧誘

知り合った人に実際に会うと勧誘されるケースがあります。



※SNSとは… ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、限られた利用者だけが参加できるウェブサイトの会員制サービス

④ 無料商法

無料お試しサービス後に勧誘があり、結局は契約してしまうことがあります。



無料だと思って行ったのに、かえって高くついちゃうね。エステはクーリング・オフや中途解約ができるからあきらめないで!



⑤ マルチ商法

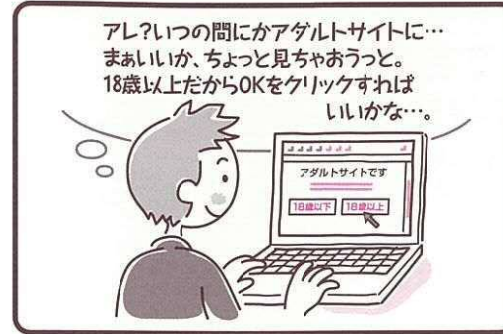
販売組織の会員が他の人を誘って利益を得て組織を拡大します。



簡単なビジネスなんてないってば! いつでも中途解約して組織から退会できるから、消費生活センターに相談して!



⑥ パソコンのアダルトサイトの画面が消えない!



信用のおけないサイトに不用意にアクセスしたり、「OK」をクリックしてはいけません。サイトにお金を払っても画面は消えないから支払わないこと。



請求画面が消えなくなったときは… (独)情報処理推進機構セキュリティセンターのホームページが参考になります。

(独)情報処理推進機構セキュリティセンター <http://www.ipa.go.jp/security/>

⑦ 出会い系サイトにポイント代を払ったのに...



相手の言っていることは本当かな? ポイント代をクレジットカードやコンビニ決済する前に冷静になってみようよ。



サイト業者に雇われた「サクラ」が芸能人のマネージャーなどになりすましてだますので「サクラサイト商法」ともいいます。

⑧ 通信販売は返品できるの?



通信販売(ネット通販、TVショッピングを含む)は、クーリング・オフができません! 「〇日以内なら返品できます」という特約がある事業者を選びましょう。



クレジットの利用は慎重に!

クレジット払いの仕組み

クレジットはつまり借金です!



もし払えなかったら?

支払先は、クレジット会社(信販会社)

支払いが滞ると...

ペナルティ(延滞金)が付きます。新たなカードが作れないなど、信用が無くなります。

クレジットカードは支払いできる範囲内で利用しましょう。自分で管理できる枚数を持ちましょう。若いうちは1枚で充分です。



多重債務とは...

クレジットカードの使いすぎなどをきっかけに、複数の金融業者から借金をし、返済できなくなった状態を「多重債務」といいます。もし多重債務に陥ってしまったら、一刻も早く専門の相談窓口にご相談しましょう。

神奈川県生活再建支援相談
いちはやい
☎045-312-1881